

介護老人保健施設

R6.4.1

「プラタナスの丘」(料金表)短期入所(認知症棟個室)

(非課税) 単位(円)

利用者段階	世帯区分	要介護度	1割負担分	居住費	食費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	認知症ケア加算	1日あたり
第1段階	高齢福祉年金受給者で、世帯全体が市町村民税非課税の方	要介護1	753	490	300	18	24	76	1,661
		要介護2	801						1,709
		要介護3	864						1,772
		要介護4	918						1,826
		要介護5	971						1,879
第2段階	世帯全体が市町村民税非課税の方で、本人の課税年金収入額と合計所得額が80万円以下の方	要介護1	753	490	600	18	24	76	1,961
		要介護2	801						2,009
		要介護3	864						2,072
		要介護4	918						2,126
		要介護5	971						2,179
第3段階①	世帯全体が市町村民税非課税の方で、本人の課税年金収入額と合計所得額が80万円超120万円以下の方	要介護1	753	1,310	1,000	18	24	76	3,181
		要介護2	801						3,229
		要介護3	864						3,292
		要介護4	918						3,346
		要介護5	971						3,399
第3段階②	世帯全体が市町村民税非課税の方で、本人の課税年金収入額と合計所得額が120万円超の方	要介護1	753	1,310	1,300	18	24	76	3,481
		要介護2	801						3,529
		要介護3	864						3,592
		要介護4	918						3,646
		要介護5	971						3,699
第4段階	上記以外の方	要介護1	753	1,668	1,800	18	24	76	4,339
		要介護2	801						4,387
		要介護3	864						4,450
		要介護4	918						4,504
		要介護5	971						4,557
利用者段階	世帯区分	要介護度	2割負担分	居住費	食費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	認知症ケア加算	1日あたり
第4段階 2割負担	本人が市町村民税課税の方で、本人の合計所得金額が160万円以上で、実際の収入が280万円以上、2人以上の場合合計346万円以上の方	要介護1	1,506	1,668	1,800	36	48	152	5,210
		要介護2	1,602						5,306
		要介護3	1,728						5,432
		要介護4	1,836						5,540
		要介護5	1,942						5,646
利用者段階	世帯区分	要介護度	3割負担分	居住費	食費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	認知症ケア加算	1日あたり
第4段階 3割負担	本人が市町村民税課税の方で、本人の合計所得金額が220万円以上で、実際の収入が340万円以上、2人以上の場合合計463万円以上の方	要介護1	2,259	1,668	1,800	54	72	228	6,081
		要介護2	2,403						6,225
		要介護3	2,592						6,414
		要介護4	2,754						6,576
		要介護5	2,913						6,735

★ その他の利用料金

* 印は、課税対象品目です。別途消費税をお預かりいたします。

送迎費(片道)	184円	入所や退所に際してご自宅まで送迎した場合、片道184円(1割負担)をご負担いただきます。なお、2割負担の方は368円、3割負担の方は552円となります。
個別リハビリ加算(日額)	240円	理学療法士や作業療法士等が集中的にリハビリを行った場合、1日につき240円(1割負担)をご負担いただきます。なお、2割負担の方は480円、3割負担の方は720円となります。
療養食加算(1食)	8円	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、1食につき8円(1割負担)をご負担いただきます。なお、2割負担の方は16円、3割負担の方は24円となります。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	—	介護職員の処遇改善のために設けられた制度です。一月の総単位数の3.9%に相当する金額をご負担いただきます。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	—	介護人材の確保、介護サービスの向上を目的として、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、さらなる処遇改善を推進するための制度です。一月の総単位数の1.7%に相当する金額をご負担いただきます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	—	コロナの克服及び超高齢化社会における人材確保の取組として創設された加算制度です。介護職員等の定着率向上とともに、質の高い介護サービスを維持するため、一月の総単位数の0.8%に相当する金額をご負担いただきます。
重度療養管理加算	120円	要介護4又は5であって、厚生労働大臣が別に定める状態にある方に対し、医学的管理のもと短期入所療養介護を行った場合、1日につき120円(1割負担)をご負担いただきます。なお、2割負担の方は240円、3割負担の方は360円となります。
日用品費(日額)*	200円	石鹸やシャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル、おしぼり等の日用品として、1日につき200円をご負担いただきます。
教養娯楽費(日額)*	100円	レクリエーションなどで使用する消耗品等(折り紙、粘土、風船、輪投げ等の遊具、ビデオソフトほか)の費用として、1日につき100円をご負担いただきます。
電気料(月額)*	1,500円	お部屋で電化製品(テレビ等)を使用される場合、1点につき月額1,500円をご負担いただきます。なお、入居又は退居の時期により、使用期間が1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月を30日として日割計算した金額となります。
理美容料*	2,500円~	理美容師に整髪やカットを依頼する場合、1回につき左記の料金をご負担いただきます。
文書作成料*	3,000円~	診断書や情報提供書等の作成が必要な場合、1つの文書ごとに左記の料金をご負担いただきます。
洗濯料(月額)*	5,238円	私物衣類等の洗濯(業者委託)をご希望の方は、左記の料金にて申込みをお受けいたします。

※ 居住費及び食費については、市区町村民税の課税の有無や預貯金の状況等に応じ、ご利用可能な減額制度があります。

※ その他、サービス内容等に関してご不明な点は、担当スタッフまでお問い合わせください。